

地域貿易協定における原産地規則の影響： テキスタイル及びアパレルにおける考察

NAKAOKA, Maki / 中岡, 真紀

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

128

(発行年 / Year)

2020-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第474号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2020-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(経済学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00023028>

博士学位論文
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	中岡 真紀
学位の種類	博士（経済学）
学位記番号	第 717 号
学位授与の日付	2020 年 3 月 24 日
学位授与の要件	本学学位規則第 5 条第 1 項(1)該当者(甲)
論文審査委員	主査 教授 田村 晶子 副査 教授 馬場 敏幸 副査 教授 武智 一貴

地域貿易協定における原産地規則の影響
— テキスタイル及びアパレルにおける考察 —

I. 審査の経過

2019 年 9 月 30 日、経済学研究科博士後期課程 3 年の中岡真紀氏より博士学位請求論文が提出され、予備審査の後、大学院経済学研究科教授会は 2019 年 10 月 18 日、審査小委員会（主査：田村晶子、副査：馬場敏幸・武智一貴）を発足させた。

審査小委員会は、2019 年 10 月 20 日に、論文提出者を招いて論文内容に関する詳細な質疑応答を行い、それを受けての論文の加筆・修正を経て、大学院経済学研究科教授会の規定に従い、2020 年 2 月 1 日に口頭試問（公聴会）を実施した。口頭試問の結果、審査小委員会は、博士学位請求論文が博士（経済学）を授与されるにふさわしい水準に到達しているとの結論に達した。以下は、審査小委員会の審査報告である。

II. 論文の概要

本論文は、地域貿易協定において必ず制定される原産地規則に注目し、地域貿易協定ごとに異なる原産地規則の制限度を独自の基準で測定して、原産地規則が貿易や直接投資へ与える影響を分析している。原産地規則とはその商品の国籍を決めるためのルールである。原産地規則は地域貿易協定の主要な交渉分野として、市場アクセスに大きな影響を与えている。農産物のようにその国のみで生産及び採取されるもの（完全生産品）であれば当該国の産品であることは明らかであるが、国際分業が進み複数国の生産物で完成される製造業製品では、どこの国を原産地とするかの判断は難しく、原産地規則のルールの違いが、地域貿易協定の利用に大きな影響を与える。

完全生産品ではない場合、実質的な変更が行われた場合に原産地とみなす実質変更基準が適用される。実質変更基準には、関税分類変更（関税分類で異なる品目に変わったか）、付加価値基準（当該国で付加価値をどれくらい付与したか）、加工工程基準（指定された工程が行われたか）がある。例えば、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉においては、自動車では付加価値基準で当該国の加えた付加価値が40%で原産地とするか60%で原産地とするかで激しい交渉が行われ、55%で合意がなされた。ここで、付加価値40%であれば、より原産地とみなされやすくなり地域貿易協定を利用しやすくなるが、付加価値60%となれば、原産地とみなされるためにはより多くの部分を協定国内で生産しなければ地域貿易協定は利用できなくなる。また、TPPでは、アパレルにおいては「ヤーン・フォワード・ルール」が適用され、綿花→糸→生地→製品の3工程が行われなければ原産地と見なさないという厳しいルールになっている。多くの発展途上国では糸または生地を自国で作ることが難しく、生地を輸入して製品を製造しているが、この厳しい原産地規則のルールでは、製品を自国の製品として地域貿易協定を利用することができない。このように、厳しい原産地規則は地域貿易協定を使いにくくすることで保護主義的なツールとなり、現地生産を行うための直接投資を促進することが考えられる。原産地規則の制限度を知るとは、地域貿易協定の質（自由化度や利用のしやすさ）を知るために重要な要素となる。

本論文の構成は以下のとおりである。

第1章 研究目的と論文構成

第2章 地域貿易協定の概要

2-1 はじめに

2-2 WTOと地域貿易協定

2-3 日本の地域貿易協定

2-4 他国の地域貿易協定

2-5 先行研究

2-6 実証分析

2-7 おわりに

第3章 原産地規則

3-1 はじめに

3-2 原産地規則とは

3-3 世界の原産地規則

3-4 先行研究

3-5 RoO Indexの構築

3-6 各EPA RoO Indexの検証

3-7	おわりに
第4章	直接投資と原産地規則
4-1	はじめに
4-2	地域貿易協定と投資
4-3	先行研究
4-4	実証分析
4-5	おわりに
第5章	地域貿易協定利用率と原産地規則
5-1	はじめに
5-2	地域貿易協定の利用
5-3	先行研究
5-4	実証分析
5-5	おわりに
第6章	日/中/韓-ASEANにおける原産地規則の比較
6-1	はじめに
6-2	ASEANの概要
6-3	日/中/韓-ASEAN地域貿易協定の特徴
6-4	先行研究
6-5	ASEAN-日本/中国/韓国、AFTAにおける原産地規則の比較
6-6	実証分析
6-7	おわりに
第7章	終章
参考文献	
付表 地域貿易協定リスト	

第1章では、「独自に作成した原産地規則の制限度を使用し、日本が締結している経済連携協定及びASEANを中心とした地域貿易協定の原産地規則の制限度を測り、地域貿易協定の質ともいえる協定を利用する有効性、自由化度、使い易さを検証する」という研究目的が明らかにされ、各章の概要が説明される。

第2章では、地域貿易協定の概要として、世界における地域貿易協定のタイプの違いが説明され、日本の地域貿易協定は、自由貿易協定（FTA）のみの日・ASEANを除き、自由貿易協定（FTA）＋経済統合協定（EIA）であることが示される。さらに、地域貿易協定の経済効果として、生産費の安い域内国の貿易が増加し厚生を高める貿易創出効果、生産費が高い域内国に貿易がシフトし厚生を悪化させる貿易転換効果を分析する。先行研究をまとめるとともに、世界の主要な地域貿易協定が貿易に与える影響について実証分析を行って

いる。分析対象とした地域貿易協定は、ASEAN、NAFTA、EU15、CER、GCC、MERCOSUR、そしてアジアにおける多国間協定である AJCEP、AKFTA、ACFTA、であり、2008 年から 2016 年、193 の国・地域 において、域内貿易がどのような影響を及ぼしているかを、グラビティモデルによる各年の回帰分析、および、パネルデータ分析により調べた。結果として、GCC、MERCOSUR、AJCEP、AKFTA、ACFTA は輸出入ともプラスに有意であり域内貿易が活発に行われていることが示されたが、NAFTA、EU15 には効果が見られず、中国など域外との貿易が多いことが示唆された。また、ASEAN は、輸入はプラスに有意、輸出はマイナスに有意という結果となり、部品などの調達 は ASEAN 域内で輸入、製品は欧米、日中韓等の域外へ輸出を行う、グローバル・バリューチェーンの典型となっていると考えられる。

第 3 章では、原産地規則の一般的なルールについて丁寧に調べ、原産地規則の制限度を測る先行研究を検討した上で、日本が結んでいる地域貿易協定の原産地規則の条文の特徴を効果的に反映した、独自の原産地規則の制限度を測るインデックスを作成する。前述したように、国際分業の進んだ製品では、原産地がどこかの判断は難しく、原産地を決めるルールである原産地規則は、地域貿易協定における重要な交渉分野の一つとなっており、各地域貿易協定において物品ごとに異なる原産地規則が適用されている。

製品に実質的な変更がなされたと見なす実質変更基準には、関税分類変更、付加価値基準、加工工程基準がある。関税分類変更では HS6 桁レベルの小さな変更で良い場合は原産地規則の制限度は緩く、HS4 桁レベル、さらに HS2 桁レベルの大きな変更を求める場合は原産地規則の制限度は厳しい。付加価値基準では、その地域で付与した付加価値が 40% 以下で良い場合は原産地規則の制限度は緩く、60% 以上になれば原産地規則の制限度は厳しい。さらに、加工工程基準が加えられると原産地規則の制限度は厳しくなる。地域貿易協定の原産地規則は HS6 桁レベルの品目ごとに細かく設定されており、上記の基準が組み合わされて設定されている。さらに、例外があれば制限度は厳しくなり、複数の基準を選択できる場合は制限度が緩くなるなど、原産地規則は大変複雑になっている。

Estevadeordal (2000) や Harris (2007) は、その原産地規則の制限度を一定のルールのもとに数値化したものを RoO Index とし、世界の地域貿易協定の品目別の原産地規則の制限度を調べた。Estevadeordal (2000) によれば、EU が関連するグループでは原産地規則の制限度は比較的緩く、アメリカが関連するグループでは原産地規則の制限度は高い。また、多くの地域貿易協定において、品目別では製造業の中では繊維産業の原産地規則の制限度が高い。

本論文では、実行関税率表第 11 部紡織用繊維及びその製品 (HS コード 50 類～63 類) を対象として、日本が 2017 年までに締結していた 15 の地域貿易協定における原産地規則の制限度を数値化した。実行関税率表第 11 部の製品は繊維製品に関する部で多くの国で守りたい分野であり、その品目も非常に細かく分類されている。原産地規則の制限度を測定するためには、まず各協定の原産地規則を HS6 桁レベルの品目別に読み解くことか

ら始まるが、日本が締結している経済連携協定の原産地規則は非常に難解である。日本語特有の表現もあるが、又は、あるいは、かつ、という接続詞をどのように解釈し数値化するのかによって制限度が変わってくる。これは先行研究にはなかった表現であり、日本が締結している経済連携協定における原産地規則独特の表現である。この細かい表現を一定の基準を定めて解釈し、原産地規則の制限度を測る尺度として Nakaoka Ro0 Index を構築した。第4章～第6章では、各地域貿易協定の HS6 桁レベルの品目別に計算された Nakaoka Ro0 Index を用いて、原産地規則が直接投資、地域貿易協定の利用率や貿易量に与える影響を分析する。この章では、Nakaoka Ro0 Index を集計した平均値から原産地規則の制限度の特徴を調べた。各地域貿易協定ごとの平均値では原産地規則の制限度は地域貿易協定によって異なっており（日・メキシコは制限度が高く、日・シンガポール、日・オーストラリアは制限度が低い）、素材や部品等の中間財に比べて最終消費財の制限度が高いことが明らかになった。

第4章では、地域貿易協定における原産地規則が直接投資に与える影響を分析する。地域貿易協定で原産地規則が設定されると、企業は原産地規則を満たすために生産地、部品調達地を変更する必要がある、原産地規則が厳しいほど直接投資を促進すると考えられる。しかし、不完備契約の理論を応用した Thoenig and Verdier (2006) の分析によると、原産地規則の制限度が厳しくなりすぎると、企業は地域貿易協定を利用することを諦め、域外国での生産を選択するため直接投資は促進されない。日本が地域貿易協定を結んでいる国において、日本から直接投資に対する、原産地規則の制限度 (Nakaoka Ro0 Index) の影響を、直接投資の決定要因とされる説明変数（輸入額の対数値、GDP の対数値、1人あたり GDP の対数値、距離の対数値、関税マージン (MFN 税率と EPA 税率の差) など) に、原産地規則の制限度 (Nakaoka Ro0 Index) を加えて、回帰分析、パネル分析を行ったところ、原産地規則の制限度が厳しいほど有意に直接投資を増加させるという結果が得られた。

第5章では、地域貿易協定の利用率への原産地規則の影響を検証する。2012年より、財務省貿易統計経済連携協定時系列表により、各地域貿易協定の利用率のデータが公表されている。複雑で厳しい原産地規則は、地域貿易協定の利用を妨げる効果があると考えられる。そこで、2012年～2017年の地域貿易協定の利用率を被説明変数とし、他の説明変数 (GDP の対数値、1人あたり GDP の対数値、距離の対数値、関税マージン等) に加えて原産地規則の制限度 (Nakaoka Ro0 Index) の影響を、OLS、トービット、パネルデータ分析により調べた。また、地域貿易協定の利用の有無を被説明変数としたプロビット分析も行った。さらに、地域貿易協定による税率が MFN 税率と変わらない、関税マージンゼロの場合を除いた分析、地域貿易協定より原産地規則が緩い GSP の適用国を除いた分析も合わせて行った。分析の結果、関税マージン 0 を除いたケース、GSP 適用国を除いたケースで、関税マージンはすべてプラスに有意、Ro0 Index はすべてマイナスに有意

の結果となり、関税マージンが地域貿易協定の利用を促進し、原産地規則の厳しさは地域貿易協定の利用に負の影響を及ぼしていることが分かった。さらに、中間財と最終財を比較すると、最終財がマイナスに有意となり、原産地規則が厳しい最終財において地域貿易協定の利用率が低いことが分かった。地域貿易協定において原産地規則を厳しくすることは、地域貿易協定を利用させないことにつながり、その地域貿易協定の自由貿易促進の趣旨に反した保護主義的な役割を果たすことが明らかになった。

第6章では、日本に加えて、中国、韓国がASEANと締結している地域貿易協定の原産地規則について、Nakaoka RoO Indexにより制限度を算出し、各協定の原産地規則の制限度を比較する。原産地規則の制限度を平均で見ると、日・ASEAN (AJCEP) の制限度が最も厳しく、韓国・ASEAN (AKFTA)、ASEAN内 (AFTA)、と続き、中国・ASEAN (ACFTA) の制限度が最も緩かった。財の生産工程別に集計した結果を見ると、AJCEP、AKFTAは最終財に対して制限的な原産地規則を課しているのに対し、ACFTA、AFTAは原材料に対して制限的な原産地規則を課していることが分かった。

次に、AJCEP、AKFTA、ACFTA、AFTAについて、地域貿易協定締結国からの輸入に対する原産地規則の制限度の影響を調べた。地域貿易協定締結国からの輸入の対数値を被説明変数に、他の説明変数（全世界からの輸入額の対数値、1人あたりGDPの対数値、距離の対数値、関税マージン、地域貿易協定ダミー）に加えて、Nakaoka RoO Indexによる原産地規則の制限度の影響を調べた。原産地規則の制限度はAJCEP、AKFTAでは有意に負の影響があり、貿易を阻害しているのに対し、ACFTA、AFTAでは有意とならず、貿易を阻害していないことが分かった。

第7章では、第2章～第6章の分析結果をまとめ、今後の課題を考察している。今後の課題として、中岡氏は、Nakaoka RoO Indexによる原産地規則の制限度の測定と分析を、2018年に施行されたCPTPP (TPP11)、2019年に施行された日・EU、交渉中のRCEPについても行うことなどをあげている。

III 本論文の貢献

本論文の各章は、査読付き雑誌掲載論文、学術書の1章を構成する論文、査読付き雑誌投稿中の論文を含み、日本国際経済学会、日本貿易学会での口頭発表、日本経済学会でのポスター発表を行い、特に国際貿易の研究者から高い評価を得ている。

本論文の最も大きな貢献は、第3章で展開されている原産地規則に関する精緻な分析と、原産地規則の制限度を測る尺度として、先行研究を参考にしつつ、日本の地域貿易協定の条文に適した独自の基準を加えた、Nakaoka RoO Indexの構築である。第3章で詳しく述べられているように、地域貿易協定における原産地規則は、HS6桁レベルの品目別に定められており、かなり複雑で難解な条文になっている。本論文は、実行関税率表第11部繊維用繊維及びその製品（HSコード50類～63類）のHS6桁レベルの財を対象とする

が、日本の輸入データの品目数として現れてくる財の数は約800であり、15の地域貿易協定では1万を超える数となる。その多数の財についてそれぞれ異なる難解な記述を統一した基準で読み解くのは大変な作業であり、中岡氏がアパレル関連の総合商社で貿易実務に長く携わった経験と、貿易実務の講師も行う貿易実務の知識の深さがそれを可能にしている。中岡氏は、2017年までに日本が締結していた15の地域貿易協定について Nakaoka RoO Index による原産地規則の制限度の測定を行っており、膨大な作業量により貴重なデータセットを作成した。さらに、第6章では、韓国、中国、および、ASEAN の自由貿易協定における原産地規則の制限度の測定も行っている。これは、Nakaoka RoO Index が、日本以外の国が締結した地域貿易協定でも有効なことを示しており、さらに貴重な貢献といえる。

本論文では、この Nakaoka RoO Index のデータを使い、原産地規則の制限度が直接投資、および、地域貿易協定の利用率に与える影響について実証分析を行い、有意な結果を得ることができた。原産地規則の厳しさが直接投資に与える影響は一意ではなく、あまり原産地規則が厳しくない状況では、原産地規則が厳しくなるほど現地生産のための直接投資を促進するが、あまりに厳しい原産地規則の下では、企業は地域貿易協定を使うことを諦めてしまうため、現地生産のための直接投資は減少する。したがって、実証分析の積み重ねは重要な意味を持つ貢献である。地域貿易協定の利用率への影響の分析でも、関税マージンがゼロのケース、原産地規則の緩い GSP 適用国を除いた分析を行うことで、原産地規則の制限度の厳しさが、地域貿易協定の利用を妨げることが明確になった。

最後に、日本における15の地域貿易協定における原産地規則の制限度の違いのみならず、中国・ASEAN、韓国・ASEAN、ASEAN 内の AFTA、と日・ASEAN の原産地規則の制限度の比較により、繊維およびアパレルでは、日本、韓国に比べて、中国の原産地規則の制限度が緩く、輸入への負の影響がないなど、興味深い結果を得ている。先行研究で示されていた、アメリカ型は原産地規則が厳しく、ヨーロッパ型は比較的緩いといった国際比較に、日本、中国、韓国の比較を新たに加えたものであり、高く評価できる。

IV 本論文の課題

本論文の課題として、まず、実証分析手法の精緻化の可能性があげられる。本論文の大きな貢献は、Nakaoka RoO Index により原産地規則の制限度を測定し、データベースを作るところにあるが、それを使った実証分析では、OLS、パネルデータ分析（固定効果）、トービット分析、プロビット分析といった、基本的な手法が用いられている。地域貿易協定の分析にあたっては、地域貿易協定を利用した場合と利用しなかった場合を評価する傾向スコアマッチングや Fractional logit モデルを用いた推定なども有効であろう。原産地規則と地域貿易協定については、内生性の問題も指摘される。原産地規則の交渉力を主導するのは輸入国の輸入競争産業であり、地域貿易協定利用者ではないため、本論文の分析

では、内生性の問題は回避できたと考えられるが、頑健性の確認の上では、内生性を考慮した計量分析も行うことが望まれる。

次に、本論文では、原産地規則が直接投資や貿易（地域貿易協定の利用率）に与える影響について、不完備契約の理論を用いた分析など、多くの理論分析もサーベイされているが、それらの理論分析が十分に実証分析に反映されていない点も課題としてあげられる。理論分析から新たな視点や説明変数が加えられた実証が行えれば、さらに優れた実証研究として評価されるものになるだろう。

最後に、Nakaoka Ro0 Index は、日本のみならず他国の地域貿易協定における原産地規則の制限性の尺度となる可能性が高く、繊維・アパレル以外の財への応用も期待できる。少なくとも Nakaoka Ro0 Index の作成手法については英文で論文を書き、他国の研究者にも検証してもらい、広く利用してもらえるようにする必要があるだろう。

V 審査の結論

以上のように、本論文で取り上げられた原産地規則の制限度の測定は、地域貿易協定の質を理解するために非常に重要な貢献であり、直接投資や地域貿易協定の利用度・輸入量に対する実証分析でも有意義な結果が得られている。残る課題は将来への研究の発展を期待させるものであり、本論文の価値を低下させるものではない。審査小委員会は、本論文が課程博士を授与するに値する優れた論文であると全会一致で評価し、中岡真紀氏が博士（経済学）の学位の授与に値するとの結論に達した。

参考文献

この審査結果報告書にて引用した文献は全て提出論文の参考文献に挙げられている。

以上